

神戸市主任児童委員 (こどもサポーター) の役割

令和5年3月20日

神戸市こども家庭局 家庭支援課
水野 祐司

「こどもサポーター」とは？

児童虐待防止地域協力員

- 主任児童委員に児童虐待等に関する研修を受講していただき、「こどもサポーター」として登録いただいている。
- 主任児童委員としての活動を行うと同時に、「こどもサポーター」として、地域で児童虐待等の早期発見のために見守り活動も担っていただいている。

こどもサポーターと神戸市の組織

- 平成06年 1月 「主任児童委員制度」創設
- 平成12年11月 「児童虐待防止等に関する法律」施行
- 平成13年12月 「児童福祉法」改正（児童委員の具体的職務）
- 平成14年 3月 各区に「子育て支援室」設置
- 平成14年度 「こどもサポーター」を創設
- 平成24年度 市の組織として「こども家庭局」を創設
- 「こども家庭支援室」に改称
- 平成31年度 「神戸市こどもを虐待から守る条例」施行

児童福祉法第17条（児童委員の職務）

児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その**生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握**しておく
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために**必要な情報の提供その他の援助及び指導**を行う
- 三 児童及び妊産婦に係る**社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援する**
- 四 **児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力する**
- 五 児童の**健やかな育成に関する気運の醸成**に努める
- 六 必要に応じて、児童及び妊産婦の**福祉の増進を図るための活動**を行う

主任児童委員は、児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との**連絡調整**を行うとともに、**児童委員の活動に対する援助及び協力**を行う。

児童虐待の防止等に関する法律第6条 (児童虐待にかかる通告)

- **児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを・・・市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に**通告しなければならない。****

「こどもサポーター」の役割

①地域での子育て支援活動

児童の健全育成の役割

②要支援家庭への支援活動

児童の見守り支援の役割

①地域での子育て支援活動

- 区の保健福祉部、学校等との情報共有・連携
(会議への出席を含む)
- 児童館や子育てサークルなど、児童とふれあう事業への参加・協力
- 乳幼児とその保護者を対象に親子のふれあい交流や地域の子育て情報の提供を目的としたイベントの開催
- 子育て中の親子への相談、支援

など



こどもっとKOBE

①子育て事業の例

○「子育てトーク」：年1回開催

内容：講師を招いて、子育てに関する講座を開催

実績：R2年1月 参加者15人

○「母と子のつどい」：年1回開催

内容：講師を招いて、母子での遊びなどを実施。

実績：R1年6月 親子51組参加

○「子育て相談室」

内容：子育ての悩みやストレスを抱える保護者の相談に応じる。

実績：開催回数（R元年度：8回、R2年度：7回、
R3年度：7回、R4年度：5回）



②要支援家庭への支援活動

- 児童虐待等の早期発見・通告を進める。
- 区・こども家庭支援室と連携した調査・見守りを行う。
- 関係機関と協力し、要支援家庭の地域見守り体制ができるように努める。
- 児童逆多防止の広報・啓発活動を行う。

②見守り活動の例

家からよく閉め出されて泣いている児童がいるとか、
季節に合った服装をしていない児童がいるなど、

「こどもサポーター」が地域で気がかりな児童や家庭を把握したら、
区の保健師等に相談していただいている。

区はその情報をもとに、該当児童の家庭状況を確認し、必要に応じて
支援を行っている。

「こどもサポーター」は、日頃の活動の中で気になる家庭の早期
発見や虐待の未然防止にご協力いただいている。

児童虐待防止・DV防止啓発活動

オレンジリボン、パープルリボンキャンペーン

神戸市では、

- ・ 児童虐待防止の「オレンジリボン」
- ・ DV防止の「パープルリボン」

重ね合わせたダブルリボンを活用。

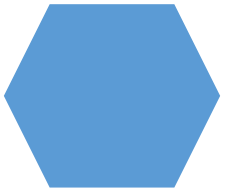
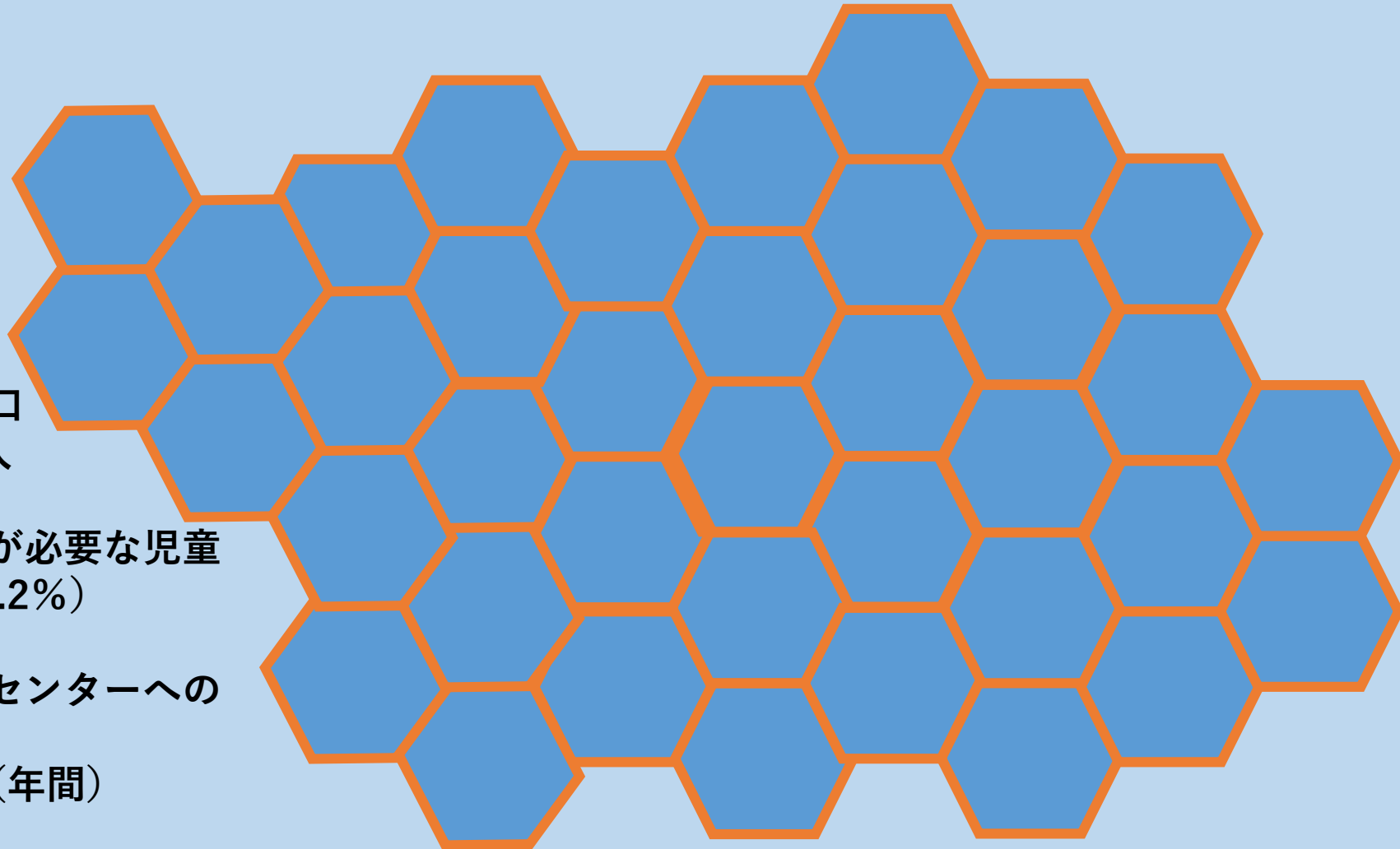
民生委員・児童委員等のご協力を
いただき、ダブルリボンを作成、
普及啓発を推進。





主任児童委員に期待する

「こどもサポーター」としてのイメージ図



地域での活動

虐待等
早期発見
のための
見守り

